

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による
共同輸送サービスの提供について

一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や来訪者の移動需要に必ずしも対応できておらず、かつ、自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供も困難な地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送の一類型として、一般乗用旅客自動車運送事業を補完する観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送を実施することが想定される。そのような場合には、下記のとおり、共同輸送サービス（一般乗用旅客運送事業者と自家用有償旅客運送者が共同して提供する輸送サービスをいう。以下同じ。）を提供することが可能であることとするので、その旨了知されたい。また、地域において自家用有償旅客運送を円滑に導入する観点から、地域公共交通会議において、共同輸送サービスの提供の可能性について、適切に協議されるよう取り諮られたい。

記

1. 交通空白地有償運送の実施主体である市町村又は特定非営利活動法人等は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2第1項第5号の事業者協力型自家用有償旅客運送（運行管理に加え、運送の手配に係るサービス提供について、当該地域の一般乗用旅客運送事業者の協力を得て行うものに限る。）を実施する場合には、以下の事項を行うことが可能である。
 - ① 近隣のタクシーの配車が困難な場合に自家用有償旅客運送自動車を配車するサービスを導入すること。
 - ② 自家用有償旅客運送者が収受する金額について、自家用有償旅客運送に係る対価に地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金（以下「協力金」という。）を加え、当該地域のタクシー運賃と同額とすること。
2. 1. ②の協力金は、共同輸送サービスのサービス向上に充てるものとする。この場合、当該協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす。

3. 協力金の使途及び管理者については、当該共同輸送サービスの提供について協議を行う地域公共交通会議において、協議を調えることとする。なお、具体的な使途としては以下のようなものが考えられる。

- (1) 共同輸送サービスの利用者の負担軽減
(タクシー・自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等)
- (2) 共同輸送サービスの提供に必要となる施設及び車両の高度化
(遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等)
- (3) 共同輸送サービスのドライバーの育成、募集
(ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等)
- (4) 共同輸送サービスの利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析
(利用者拡大のためのマーケティング費用等)

以上